

太田市優秀技能士表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、優秀な技能士を表彰することにより、社会一般に技能尊重の気運を醸成するとともに、技能士の志気の高揚と技能水準の向上を図り、もって産業の発展に資することを目的とする。

(表彰者及び被表彰者)

第2条 太田市優秀技能士表彰（以下「表彰」という。）は、市長が次に掲げるすべてに該当する者について行う。

(1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の規定に基づく技能検定（以下「技能検定」という。）において、特級、1級又は単1等級に合格し、優れた技能を有する者

(2) 現に前号に該当する技能を要する職業に従事し、市内に居住又は就業している者

(3) 他の技能者の模範と認められる者

(表彰の方法)

第3条 表彰は、前年度技能検定合格者のうち前条の規定に該当するものを対象とし、毎年1回表彰状（様式第1号）及び優秀技能士賞を授与して行うものとする。

(被表彰者の選定)

第4条 表彰を受ける者は、所属事業所長又は所属組合長（以下「所属事業所長等」という。）が推薦した者のうちから市長が選定するものとする。

(推薦手続)

第5条 所属事業所長等が被表彰候補者を市長に推薦する場合は、次に掲げる書類を提出して行うものとする。

(1) 優秀技能士表彰推薦書（様式第2号）

(2) 技能検定の合格証の写し

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市優秀技能士表彰要綱（平成13年太田市制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月12日から施行する。

様式第1号(第3条関係)



表彰状

あなたは職業能力開発促進法に基づき技能検定に合格され産業の発展に寄与し技能者の模範と認められるので優秀技能士賞を授与し表彰します

年 月 日

太田市長

様式第2号(第5条関係)

優秀技能士表彰推薦書

年 月 日

(あて先)太田市長

(推薦者)
住 所
事業所
又は
団体名
代表者氏名

太田市優秀技能士表彰要綱に基づく表彰候補者として、次の者を推薦します。

(ふりがな) 氏 名	住 所	生 年 月 日

*添付書類 技能検定合格証の写し/氏名に必ずふりがなをふってください。

